

公立大学法人島根県立大学役員報酬規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>公立大学法人島根県立大学役員報酬規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年4月1日 規程第17号〕</p> <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在(基準日前1か月間以内に退職し、又は死亡した役員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>第7条～第9条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p><u>この改正は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在(基準日前1か月間以内に退職し、又は死亡した役員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の130</u>、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>第7条～第9条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

○地方独立行政法人法

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。